

熊本県児童家庭支援センター運営業務委託公募型プロポーザル募集要綱

1 業務の概要

(1) 業務の名称

熊本県児童家庭支援センター運営業務

(2) 目的

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別添「熊本県児童家庭支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約日から令和11年（2029年）3月31日まで

※ただし、新規での委託となる場合、契約の始期から最長1か月間の開設準備期間を設けることができる。

(5) 募集する地域及び設置場所

下記地域に各1か所設置することとし、地域ごとに受託候補者を決定する。

①阿蘇・菊池地域（阿蘇市、阿蘇郡、菊池市、菊池郡、合志市）

②水俣・芦北地域（水俣市、葦北郡）

③天草地域（天草市、上天草市、天草郡）

2 予算額上限（消費税及び地方消費税相当額を含む）

1 (5) ①の地域 48,219千円

（内訳）令和8年度、令和9年度及び令和10年度：各16,073千円

1 (5) ②の地域 54,834千円

（内訳）令和8年度、令和9年度及び令和10年度：各18,278千円

1 (5) ③の地域 50,424千円

（内訳）令和8年度、令和9年度及び令和10年度：各16,808千円

本提示額は、提案に当たっての上限となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなり、提示した額とは必ずしも一致しない。

3 参加の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、県が行う競争入札等への参加を除外されないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 県税

イ 本部が所在する都道府県の事業税（県税の納付義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(9) 法人格を有していること。

4 審査基準

(1) 運営方針

- ・児童福祉施策、社会的養育、児童虐待の現状等に関する理解ができるおり、本事業の趣旨を正確に理解した提案内容となっているか。

(2) 業務処理体制

- ・児童に係る相談業務に関する専門的な知識、経験及びノウハウ等を有しているか。
- ・有資格者や実務経験年数を有する等、適切な職員配置体制が整っているか。
- ・職員の相談・支援等の技術等向上に向けて、どのように取り組むか。
- ・適切な個人情報の管理が確保されているか。
- ・休日及び夜間、緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう支援体制が整っているか。
- ・児童相談所、市町村、学校、警察その他関係機関との連携その他の支援体制が整っているか。

(3) 事業内容

- ・地域・家庭からの相談に応じ、援助計画を作成し、計画的な援助の実施を図る体制・方法が具体的で、かつ効果が見込まれる内容となっているか。
- ・市町村の求めに応じ、要保護児童対策地域協議会と共同し、適切な支援を行う体制・方法が具体的で、かつ効果が見込まれる内容となっているか。
- ・児童相談所から指導委託を受けた場合、児童相談所と密接な連携をとり、適切な支援を行う体制・方法が具体的で、かつ効果が見込まれる内容となっているか。
- ・目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動になっているか。

(4) その他

- ・年間所要額が適切か。
- ・持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例第3条第3項及び同条第4項に基づく取組を行っているか。

5 公募手続の流れ

日 程	内 容
令和8年1月 6日（火）	公募開始
令和8年1月 13日（火）	質問票受付〆切
令和8年1月 16日（金）	質問に対する回答を県ホームページで公開
令和8年1月 23日（金）	参加申込書提出期限
令和8年1月 30日（金）	企画提案書、事業者の取組に関する申出書提出期限
令和8年2月 16日（月）	ヒアリング審査
令和8年2月下旬	受託候補者決定・仕様書協議等 ・（必要に応じて）児童家庭支援センター設置許可申請 ・（必要に応じて）設置認可
令和8年3月上旬	・事業費見積書の提出 ・契約の締結
令和8年4月1日（水）	業務開始

6 参加申込書及び企画提案書の提出等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加申込書及び資格審査書類を徴取し、審査の結果、資格を有する希望者には、児童家庭支援センター運営業務委託に係る審査委員会が行うヒアリングへの出席を要請する。

（1）担当部局（提出・問い合わせ先）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課 子ども福祉班
住所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
電話：096-333-2228
FAX：096-383-1427
メールアドレス：yoshizawa-r@pref.kumamoto.lg.jp

（2）参加申込書・資格審査書類

提出期限：令和8年（2026年）1月23日（金）午後5時（必着）

提出場所：（1）と同じ

提出書類：① 参加申込書（様式1）
② 履歴事項全部証明書
③ 消費税及び地方消費税納税証明書
④ 都道府県税納税証明書
⑤ 財務諸表（損益計算書、貸借対照表）の写し
⑥ 社会保険等加入状況確認書（様式2）
⑦ 誓約書（様式3）

提出方法：持参または郵送とする。

（3）企画提案書の提出を要請する参加者等への通知

提出された参加申込書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には参加要請の通知を、資格要件を満たしていない者についてはその旨を通知する。

（4）企画提案書、事業者の取組に関する申出書

提出期限：令和8年（2026年）1月30日（金）午後5時（必着）

提出場所：（1）と同じ

提出書類：①企画提案書 ※A4版縦、長編綴じ（左綴じ）とする。
②事業者の取組に関する申出書（様式4）

提出部数：①企画提案書 6部（正本1部、副本5部）
※ 副本5部については、複写機による正本の写しで可。
②事業者の取組に関する申出書 1部 ※必要な書類を添付すること。
提出方法：持参または郵送とする。

7 受託候補者の決定方法等

審査委員会が、企画提案者から企画内容等についてヒアリングを行い、企画提案書及びヒアリングの内容をもとに、審査基準に沿って審査・評価を行い、審査委員会で審議の上、受託候補者を決定する。
選定結果については、全ての企画提案者に対して通知する。

8 契約に関する基本的事項

(1) 提案内容の修正

受託候補者の企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

受託候補者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。

(4) 契約書及び業務処理要領

受託候補者に対して別途提示する。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 無効となる提出書類

参加申込書、企画提案書及び付属資料が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

- ① 本要綱で規定する提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの。
- ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 審査委員会によるヒアリング

提出された企画提案書の内容について審査委員会がヒアリングを行う。ヒアリングの日時、場所は別途通知する。ヒアリングに出席しない場合は、その旨連絡すること。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

6 (1) に同じ

(6) その他留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- ② 審査委員会のヒアリングに出席しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ③ 提出された参加申込書は、企画提案参加申込者の参加資格の審査以外に、また、企画提案書は受託候補者の選定以外には、申込者及び提案者に無断で使用しないものとする。
- ④ 提出された書類は、企画提案参加申込者の参加資格の審査及び受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。
- ⑤ 提出期限以降における参加申込書、企画提案書及び添付書類の差替え及び再提出は認めない。

- ⑥ 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しないものとする。
- ⑦ 受託候補者として選定された事業者を公表できるものとする。
- ⑧ 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表できるものとする。
- ⑨ 企画提案書作成のために県から受領した資料は、県の了解なく公表・使用することはできないものとする。
- ⑩ 予算が成立しなかった場合、事業を中止する可能性がある。